

広島市安芸区選挙管理委員会告示第15号
令和8年1月30日

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者の辞任に伴い、新たに選任する必要が生じたため、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 荒井 秀則

(別紙)

期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者

① 中野出張所

【旧】

住 所	氏 名	職務を行う日
広島市東区	因 由美	1月31日
広島市安佐南区	大谷 健吾	2月1日

【新】

住 所	氏 名	職務を行う日
広島市安佐南区	大谷 健吾	1月31日
広島市東区	因 由美	2月1日

② 広島駅南口地下広場

【旧】

住 所	氏 名	職務を行う日
広島市安芸区	志賀 良平	2月5日

【新】

住 所	氏 名	職務を行う日
広島市西区	小林 拓海	2月5日